

本報告は、法現象に関して、エスノメソドロジー・会話分析(EMCA)のアプローチをもちいて、報告者が行っている現在進行中の研究について報告するものです。

法は、EMCA研究の伝統において、継続的な研究がなされてきた分野です。しかし、法律相談については、檉村氏の研究を例外として、世界的にもほとんど行われていません。報告者は、会話分析の方法を用いて、実際の法律相談と模擬法律相談について、そのビデオデータとその詳細なトランスクリプトを基にして、法的コミュニケーションの特徴(コミュニケーションの全体構造、質問と返答など)の一端について検討します。

また、異なる制度的な相談場面(法律相談、医療面接など)を比較して、それぞれのコミュニケーション上の特徴を分析して、コンサルテーションの法律性が場面の参与者たちの相互行為を通じて組み立てられていく方法を検討します。たとえば、医療面接のEMCA研究で見出された患者にとっての道德問題としての「医者にかかる合理的理由があること(doctor-ability)」と類比的な「弁護士に相談する合理的理由があること(lawyer-ability)」の特徴などについて紹介します。

さらに、広く質的な方法論の中にEMCAアプローチを位置づけて、法的言説の分析を行う他のアプローチ(たとえば批判的ディスコース分析)と比較して、その特徴とその意義について考えてみます。

こうした諸研究の考察に基づいて、法的場面の分析におけるEMCAアプローチの貢献可能性について示唆します。また、EMCAアプローチは、場面参与者の志向(orientations)にそって実際のコミュニケーションの組み立てを示してくれることから、学部・法科大学院における法学教育にとっても教育的意義をもっていると考えられます。

最後に、最近の国際的な法のEMCAの動きについても言及したいと思います。

(参考資料)

S・コリンズ・他『患者参加・の質的研究—会話分析からみた医療現場のコミュニケーション』(北村・深谷 監訳)、医学書院、2010 年

M・トラヴァース「“生ける法(Law in Action)”—エスノメソドロジーの視点から」(北村・内山 訳)『東海法学』41 号、2009 年

北村隆憲「法現象へのエスノメソドロジー・会話分析的アプローチ」(同上)

A・ガルシア「口論なしの紛争解決—調停の相互行為組織はいかにして言い争いを最小化するか—」(北村・橋本・ロバートソン 訳) 東海法学 44 号、2010 年